

Ⅱ 低 所 得 者 福 祉

Ⅱ 低所得者福祉

1 生活保護

日本国憲法第25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定され、この理念に基づき国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護法が制定されたものである。この制度の基本原理は、1. 無差別平等の原理、2. 最低生活保障の原理、3. 補足性の原理から成り立っている。生活保護行政は、単に生活に困窮している国民に対して最低生活を保障することだけでなく、さらに積極的に、それらの人々の自立の助長を図ることを目的としている。

本市における生活保護の状況は、被保護世帯数、被保護人員数、保護率とも平成8年度までは、おおむね減少の傾向で推移してきたが、その後は増加傾向に転じ、特に平成20年に発生したリーマンショックの影響により製造業を中心とした雇用環境の悪化を受け、平成24年1月には780世帯、1,064人、保護率1.19%と最高値を記録したところである。その後は減少傾向で推移していたが、令和元年度から増加傾向に転じ、新型コロナウイルス感染症や電気、ガス、食料品等の価格高騰の影響も受け、令和4年度は683世帯、809人、保護率1.01%となっている。

被保護世帯の世帯別類型については、従前より高齢者世帯の割合が最も高い割合を占めていたが、高齢化の一層の進展に伴い令和3年度は57.3%と半数を超える状況となっている。

また、稼働年齢層である「その他の世帯」の割合は、平成21年度（9.9%）から平成24年度（21.9%）にかけて顕著な増加傾向が見られたが、それ以降は雇用環境の改善等を受け減少傾向で推移している。

生活保護の運用においては、経済的援助のほか、在宅支援や介護サービス等を活用しての処遇の充実を図るなど日常的にきめ細かく、適切な助言指導を行うことにより、経済的・精神的自立の助長を図る必要があるため、平成21年4月から就労支援相談員を1名配置している。さらに、平成28年4月からは「被保護者就労準備支援事業」も実施し被保護者への就労支援や指導を実施している。

また、平成24年4月から面接相談員を1名配置し、複雑化・高度化する相談業務に対応している。

（1）生活保護世帯等の推移（年度平均）

		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
被保護世帯数		650	666	672	684	683
被保護人員		783	794	802	816	809
保護率 %	米沢市	0.94	0.96	0.98	1.00	1.01
	山形県	0.72	0.73	0.73	0.74	0.74
	全 国	1.66	1.64	1.64	1.63	1.63

※年度平均…被保護世帯数・人員は常に変動するため、毎月末時点の値を合計し12か月で除したもの（県調査「生活保護の実施状況」による）。

(2) 保護の開始理由別世帯数の推移

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
傷病	2 9	2 0	1 4	1 2	1 2
要介護状態	0	1	7	1 4	9
働いていた者の死亡	0	0	1	0	0
働いていた者の離別	2	4	1	2	1
失業・解雇等	6	6	8	9	8
老齢による収入の減少	6	4	4	1	2
事業不振・倒産	0	0	4	1	2
その他の働きによる収入減少	1	1	1	2	0
社会保障給付金の減少・喪失	0	4	2	1	1
貯金等の減少・喪失	2 8	3 2	3 3	4 0	3 8
仕送りの減少・喪失	7	3	5	1	4
ケース移管	4	3	3	3	6
その他	7	8	9	6	1 8
計	9 0	8 6	9 2	9 2	1 0 1

(3) 保護の廃止理由別世帯数の推移

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
傷病治癒	0	0	0	0	0
死亡	4 1	3 6	3 7	5 1	4 1
失踪	0	0	0	0	0
働きによる収入の増加・取得	8	5	4	4	9
働き手の転入	0	0	0	0	0
社会保障給付金の増加	8	5	7	4	8
仕送り等の増加	1	0	0	0	0
親類縁者等の引取り	3	4	4	3	6
施設入所	3	8	6	3	9
医療費の他法負担	0	2	0	0	1
ケース移管	4	3	3	2	2
その他	1 9	1 4	3 0	2 0	2 3
計	8 7	7 7	9 1	8 7	9 9

(4) 生活保護世帯類型別の推移（年度平均、停止世帯を除く）

		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
高齢者世帯	世帯数 割 合	3 5 2 54.1%	3 7 4 56.1%	3 7 8 56.2%	3 9 2 57.3%	3 9 1 57.2%
母子世帯	世帯数 割 合	2 5 3.8%	2 0 3.0%	2 1 3.1%	2 5 3.7%	2 3 3.4%
障がい者世帯	世帯数 割 合	7 8 12.0%	8 0 12.0%	7 6 11.5%	8 1 11.8%	9 0 13.2%
傷病者世帯	世帯数 割 合	1 2 5 19.2%	1 2 3 18.5%	1 1 8 17.5%	1 1 1 16.2%	1 0 9 16.0%
その他の世帯	世帯数 割 合	7 1 10.9%	6 9 10.4%	7 9 11.7%	7 5 11.0%	7 0 10.2%

(5) 生活保護費の扶助別支給状況

		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
生活扶助	人 員 (人) 金 額 (円)	8,243 337,070,487	8,237 337,917,565	8,190 323,998,297	8,310 324,973,515	8,160 316,627,504
住宅扶助	人 員 (人) 金 額 (円)	7,870 169,214,102	7,765 162,449,132	7,865 174,189,070	7,946 182,665,623	7,963 181,885,130
教育扶助	人 員 (人) 金 額 (円)	353 3,928,613	381 4,100,166	346 3,405,546	342 3,515,171	243 2,781,472
介護扶助	人 員 (人) 金 額 (円)	2,484 43,259,429	2,201 35,233,389	2,448 53,411,472	2,547 42,303,122	2,505 45,427,984
医療扶助	人 員 (人) 金 額 (円)	7,942 657,881,030	7,711 682,762,610	7,840 703,745,689	7,914 709,162,026	7,964 656,099,566
出産扶助	人 員 (人) 金 額 (円)	0 0	0 0	1 188,720	0 0	0 0
生業扶助	人 員 (人) 金 額 (円)	166 3,010,656	147 1,993,672	171 2,185,796	164 2,423,512	173 2,828,987
葬祭扶助	人 員 (人) 金 額 (円)	4 753,373	12 1,509,801	4 732,080	12 2,138,763	11 2,129,046
保護施設 事 務 費	人 員 (人) 金 額 (円)	246 42,208,819	262 41,254,671	259 46,181,396	262 48,810,318	238 47,334,714
委 託 事務費	人 員 (人) 金 額 (円)	- -	- -	0 0	0 0	0 0
就労自立 給 付 金	人 員 (人) 金 額 (円)	6 159,758	3 181,533	2 77,332	1 20,000	5 178,231
進学準備 給 付 金	人 員 (人) 金 額 (円)	2 400,000	2 400,000	3 500,000	2 200,000	0 0
合 計	人 員 (人) 金 額 (円)	27,316 1,257,886,267	26,721 1,267,802,539	27,129 1,308,615,398	27,410 1,316,212,050	27,262 1,255,292,634

※「委託事務費」は令和2年度から創設

(6) 被保護者の救護施設入所状況（年度平均）

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
救護施設泉荘（長井市）	1 1	1 0	1 2	1 2	1 2
救護施設紅花ホーム（天童市）	6	6	6	5	5
救護施設みやま荘（河北町）	5	5	5	4	3

2 生活困窮者自立支援

雇用環境の変化や超高齢社会の到来の影響を受け、全国的生活保護受給者数は急増し、平成27年3月には現行制度下で過去最高となる約217万人を記録した。

生活保護受給世帯を世帯類型ごとにみると、稼働年齢層を含む「その他世帯」が平成27年までの10年間で約3倍強に増加しており、こうした状況を受け、生活困窮者について早期支援と自立促進を図るために「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月に施行された。

本制度は生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであり、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを目的としている。

令和4年度は相談者数264名、住居確保給付受給者数17名と前年度よりも減少しているが、継続した相談は長期化傾向となっている。また、子どもの学習・生活支援利用者数22名は、コロナ禍以前に比べ2倍以上となっている。

(1) 必須事業（委託先：(社)米沢市社会福祉協議会）

自立相談支援事業	生活困窮者の相談に応じ、相談者の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。
住居確保給付事業	離職により住居を失った又はその恐れが高い方に、有期で家賃相当額を支給する。

(2) 任意事業

就労準備支援事業 (委託先：NPO法人With優)	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する。
家計改善支援事業 (県事業活用)	家計の管理に課題を抱える生活困窮者世帯に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援する。
子どもの学習・生活支援事業 (委託先：NPO法人With優)	生活困窮者世帯等の子どもに対し学習支援等を行うとともに、その保護者等に対して養育支援を行う。(生活保護受給者世帯も対象)

(3) 事業実施状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
相談者数	195	186	515	338	264
新規支援プラン決定者	15	9	28	30	11
住居確保給付金受給者	9	9	43	34	17
就労準備支援利用者	7	6	5	10	7
家計改善支援利用者	—	0	0	0	0
子どもの学習・生活支援利用者	7	9	14	16	22

※「家計改善支援事業」は令和元年度から実施